

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年2月24日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件入金を本件接骨院宛てに直接支払うよう依頼していたにもかかわらず、本件会社は、治療費の支払いを請求人の名前で経理処理しているとして、請求人の預金口座に直接振り込んだので、請求人は、本件接骨院に当該治療費を支払った。したがって、本件入金は請求人の収入には当たらない。

本件入金の内訳を明らかにする資料については、本件接骨院に全額支払ったことを述べた上で、領収書をもらうくらいしかできませんと説明したが、担当者には理解してもらえなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月 3日	諮問
平成29年 9月 5日	審議（第13回第2部会）
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定め、また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと定める。
- (2) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる旨と定める。
なお、法27条による指導又は指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発246号厚生省社会局長通知）第11・2・(4)）。
- (3) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の実施のため必要

があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して報告を求めることができると定める。

- (4) 法29条1項は、保護の実施機関又は福祉事務所長は、保護の決定及び実施に必要があると認めるときは、要保護者の資産又は収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況について、銀行、信託会社、要保護者の雇主その他関係人に対し、報告を求めることができるとする。

なお、同項にいう「その他関係人」とは、列記された調査対象事項に関して、資産又は収入の状況に関する銀行若しくは信託会社又はその他の金融機関に相応する組織ないし自然人を指すものであり、要保護者との間で何らかの関係性のあった者一般を指すものではないと解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」422～423頁）。

- (5) 法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと定めている。

なお、収入に関する申告に当たっては、「収入を得る関係先、収入の有無、程度、内容等について行わせるものとし、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・1・(3)）。

また、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」（次官通知第8・3・(3)・オ）は、「被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合

の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」として実施機関が認める額（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8・問40・答(1)）については、収入として認定しないこととされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第13・問5・答(2)）。

- (6) 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定める。

2 本件処分について

- (1) 請求人は、被保護者として、法61条の規定により、本件入金があった平成27年12月及び平成28年2月において、処分庁に対してすみやかに収入の変動があったことを報告しなければならなかったにもかかわらず、請求人はその報告を怠っていること、また、処分庁が法29条の規定に基づき調査した結果、請求人は、処分庁から保護費を受領した平成27年12月には本件会社から24,220円、また、平成28年2月には同会社から29,400円がそれぞれ請求人の預金口座に振り込まれており、「収入」が発生していることがそれぞれ認められる。
- (2) ところで、仮に、本件入金が、請求人が災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受けた補償金等であり、請求人の自立更生のために当てられる額に該当するものと認められれば、「収入」の対象から除外することができるため（1・(5)）、以下検討する。

ア まず、本件入金額（24,220円・29,400円）と本件接骨院が請求人に交付した領収書の記載額（24,220円・29,400円）が一致し、かつ、入金日（平成27年12月21日・平成28年2月25日）と支払日（平成27年12月23日・平成28年2月27日）とがそれぞれ近接していることから、本件入金は、本件会社から請求人に対して補償金等として支払われたものであると一応推認することができる。

イ しかしながら、本件入金を請求人の収入から除外するためには、処分庁に対し本件入金の原因及び内訳等について書面により提出しなければならないところ（1・(5)）、請求人は、平成29年1月26日、担当者から、自立更生等の免除についての説明を受けた上で、本件入金の原因や内訳等を明らかにするよう、法27条1項の規定による指示を受けたにもかかわらず、その指示に従わなかったこと、また、本件審査請求書及び反論書においても本件入金の原因や内訳等の資料の添付がなされなかったことがそれぞれ認められる。

ウ また、処分庁は、本件会社に対して自ら積極的に本件入金の原因や内訳等に関する調査を行っていないが、本件会社が法29条の規定に基づき保護の実施機関が報告を求めることができる「その他関係者」に該当すると解することはできないことや（1・(4)）、仮に本件会社に対して任意に本件入金に係る情報提供を求めた場合、請求人が生活保護受給者であることが本件会社に知れることになり、請求人のプライバシーを侵害するおそれがあることを考慮すれば、処分庁が請求人に対してのみ本件入金の原因や内訳等の資料の提出を求めたことに、手続上違法又は不当な点があるとはいえない。

(3) 以上のとおり、処分庁は、本件入金が本件会社から請求人の

負傷に対する補償金等であることを確認できず、本件入金を災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金等で、請求人の自立更生のために当てられる額であるものと判断することができなかったことから、本件入金額をそれぞれ各該当月の請求人の収入に該当するとし、それぞれの額が各該当月の支給済保護費をいずれも超えなかったことから、その全額に相当する支給済保護費について、法63条の規定に基づき返還すべきであると決定したことが認められ、そこに違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、担当者から挙証資料の提出を求められたが、本件接骨院の領収書のほかに提出することは困難である旨主張する。

しかし、審査請求書の記載からは、請求人が本件会社との間で直接連絡を取り交わしていることが認められるにもかかわらず（第3）、請求人が本件会社との間の示談書等の提出すらできないということは、社会一般の通念として不自然であると認められることに加え、請求人が本件入金の原因や内訳等を示す資料を何ら提出しなかった以上、処分庁としては、本件入金は本件会社から請求人の負傷に対する補償金等と認定すること、また、自立更生免除の有無を判断することのいずれもできず、本件入金を全額収入として認定せざるを得ないと認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消事由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来